

年金トピック

2025年11月21日
団体年金事業部

「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」(事務連絡)の発出について

11月14日(金)に「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」(事務連絡)が厚生労働省から発出されました。

- 「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」(事務連絡)¹

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251119T0030.pdf>

2025年6月20日に公布されたいわゆる「年金制度改正法」²では、今後、企業年金の運用等の情報開示を行うことになっています。本事務連絡では、この対応に伴って、厚生労働省への報告資料の提出方法や様式の改定予定について示されています(正式には、別途通知が発出される予定)。

なお、本改定後の具体的な運営については、改めてご案内いたします。

＜事務連絡に示された主な予定＞

- ・ 2027年6月1日以降を決算日とする「事業及び決算に関する報告書」をオンライン提出とし、関連する様式(様式C6、C7、E2およびE4)を改定する。
- ・ 厚生労働省が開発するオンライン提出のためのシステムを利用して報告するものとする。
- ・ 2027年6月1日以降を基準日とする財政再計算に係る様式C2について改定する。

以上

¹ 一定期間が経過して正式にデータベースに登録されると、本リンク先は閲覧できなくなると見込まれます。その場合は、厚生労働省法令等データベース(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>)より検索ください。

² 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第74号)